

付3 調査票乙様式

(表面)

(B5判)

昭和47年事業所統計調査
調査票乙 (サービス業用)

昭和47年9月1日
総理府統計局
(この調査票は、課税など統計以外の目的に使うことは絶対にありません)

(秘) 指定統計第2号

市区町村コード	基本調査区番号	事業所番号	

統計局記入欄

1 事業所の名称 (正式な名称を記入する)	報告者氏名	電 話

2 事業所の所在地	都道 市 区 (ビル階) 府県 (区) 町 丁目 番地 郡 村 番号

昭和47年8月に給与を支給した常雇の雇用者数および8月中に支給した給与額について記入する

常雇の雇用者数	(1) 現金給与支給総額 (2)+(3)			(2) きまって支給する給与額			(3) 特別に支給した給与額			現物で支給した食料の見積額		
	人	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	

4 最近の1年間の総売上高

- この事業所の最近の1年間(最も近い決算期)の総売上高についてあてはまる番号を○でかこむ
- 総売上高とは、人件費などの営業経費を引く前の総収入額をいう
- 「12」を○でかこんだ場合は、実額を記入する
- 本店一括経理などで、この事業所で取次経理を行っていない場合は、備考欄にその旨記入する

1 収入なし	5 500万円～999万円	9 1億円～2億9,999万円
2 100万円未満	6 1,000万円～2,999万円	10 3億円～4億9,999万円
3 100万円～299万円	7 3,000万円～4,999万円	11 5億円～9億9,999万円
4 300万円～499万円	8 5,000万円～9,999万円	12 10億円以上 (億円)

備考

捺印は市区町村記入欄

調査員印

(裏面)

(B5判)

◆ この調査票乙(サービス業用)に記入するサービス業事業所 例示

(調査員は、調査区を巡回し、以下に示すようなサービス業事業所については、調査票甲のほか) この調査票乙を作成してください)

- 物品賃貸業
リース業、建設機械・事務機械賃貸業、レンタカー業、ドライブクラブ、貸ボート業、貸自転車業など
- 旅館、その他の宿泊所
旅館、ホテル、国民宿舎、簡易宿泊所、下宿屋、共済組合宿泊所、保養所、会社の寄宿舎など
- 洗たく・理容・浴場業
洗たく屋、クリーニング店、洗染業、染物店、理髪店、美容院、銭湯、トルコ風呂、サウナ風呂など
- 写真業、衣服裁縫業など
写真撮影業、D・P・E業、衣服修理業、衣服裁縫業(材料個人持ちのもの)、葬儀屋、荷物預り所、自転車預り所、めん類加工業、古綿打直し業など
- 映画業、娯楽業
映画撮影所、映画配給会社、映画館、劇場、興行場、興行団、競輪場、競馬場、運動場、ゴルフ場、遊園地、ホッピング場、マージャン荘、基金会など
- 自動車整備および駐車場業
自動車修理業、自動車整備業、自動車タイヤ修理業、ガレージ業、自動車庫業など
- 修理業など (修理を専業としている事業所のみ調査し、他の産業(製造業、小売業)と修理業を行なっている事業所は調査しません)
機械修理業、テレビ修理業、家具修理業、農器具修理業、表具業、時計修理業、自転車修理業など

[ここに掲げたサービス業事業所は、例示ですので、調査員の方は、この例示を参考にして、] これに類する事業所をサービス業事業所として調査してください